

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和51年4月及び同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は18万円、52年1月は17万円、同年2月から53年2月までは18万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、昭和60年5月及び同年6月は22万円、同年7月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月1日から53年6月1日まで
② 昭和55年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和60年5月1日から同年10月1日まで
④ 平成13年10月1日から14年10月1日まで

申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に、申立期間④はC社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額と給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とが相違している。

申立期間①から④までについて、標準報酬月額記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から④までの標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、昭和51年4月から53年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書及び同社から提出された諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、51年4月及び同年5月は17万円、同年6月及び同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月は17万円、同年11月及び同年12月は18万円、52年1月は17万円、同年2月から53年2月までは18万円、同年3月は20万円、同年4月は22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立人の標準報酬月額が、報酬月額及び厚生年金保険料額に見合ったものでないとは今まで知らなかった。」と回答しているものの、前述の給料支払明細書及び諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出されたB社に係る給料明細書において確認できる報酬月額から、昭和60年5月及び同年6月は22万円、同年7月から同年9月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に同保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると平成14年12月3日に解散していることが確認できるとともに、事業主は既に死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和53年5月の標準報酬月額については、上記2のA社に係る給料支払明細書及び諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額より高額であるものの、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、同被保険者原票の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②については、上記2のA社に係る給料支払明細書及び諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、被保険者原票の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間④については、申立人から提出されたC社に係る給料支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社従業員組合における資格喪失日に係る記録を昭和43年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月29日から同年7月1日まで

昭和33年4月1日から平成12年3月14日までA社（現在は、B社）の職員として継続して勤務し、このうち昭和40年7月1日から43年6月30日までは同社従業員組合で勤務していたが、年金記録によると、同組合における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年6月29日とされているので、この記録について、同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在職証明書、辞令原簿の写し及び複数の同僚の供述により、申立人が昭和40年7月1日から43年6月30日までA社従業員組合の組合専従者として同組合に勤務し、同年7月1日にA社に復職していることが認められる。

また、申立人は、「A社従業員組合の組合専従者として、委員長の職務に従事していた。」と供述しているところ、申立人と同様にA社従業員組合の組合専従者として委員長の職務に従事していた申立人の前任者及び後任者の併せて二人のいずれもが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同組合からA社へ復職した際において厚生年金保険の加入記録に欠落は無く、同組合における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と同社における同保険の被保険者資格取得日とは同日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社従業員組合における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における同保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間は、A社C工場から同社B工場に異動となった時期であり、その間も給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る人事記録等の資料は無く不明であるが、同僚の供述から判断すると、昭和45年11月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4484

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月31日から同年11月1日まで

A社B事務所から関連会社であったC社に異動した際の厚生年金保険の加入記録が、1か月欠落している。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する従業員カードから判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和53年11月1日にA社B事務所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる昭和53年10月の定時決定の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する同社B事務所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は昭和53年10月31日と記載されており、事業主は、申立期間当時、資格喪失日に係る届出を誤ったとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告

知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から60年3月まで

昭和51年3月に大学を卒業して親元に戻ったとき、母が、私の国民年金の加入手続をしたと話していた。

その後、しばらくの間は母が私の国民年金保険料を納付しており、昭和56年頃からは、自宅に郵送されてきた納付書を使用して、自分で金融機関の窓口で保険料を納付した。

申立期間当時の年金手帳もあるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が母親から受け取ったとする年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和62年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対し別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「自分で国民年金保険料を納付するようになってからは、毎月7,000円ぐらいを金融機関の窓口において納付した。」としているところ、国民年金保険料額が初めて7,000円を上回ったのは昭和61年度であるほか、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録により、62年度以後の保険料をおおむね一月ごとに納付していることが確認できることから、申立人自身が保険料の納付を開始したのは同年度であると推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間直後の昭和60年度の国民年金保険料が昭和62年7月にまとめて過年度納付されていることが確認できるが、申立人は、「保険料を遡ってまとめて納付したことはない。」と述べており、申

立人の母親が当該期間の保険料を納付したものの、その時点で時効が完成していた申立期間の保険料については納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金の加入手続をしたとする母親は既に死亡しており、加入手続をした時期等の詳細について聴取することができない上、申立期間は108か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑤ 平成 2 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 平成 15 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②から⑤まではB社に、申立期間⑥はC社にそれぞれ勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所(当時)が記録する標準報酬月額と給料支払明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とが相違している。

申立期間①から⑥までについて、標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑥までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 各申立期間について、i) 申立期間①については、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された諸給与支払内訳明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬

月額、健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額と一致していること、ii) 申立期間②から⑤までについては、申立人から提出されたB社に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、同被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額であること、iii) 申立期間⑥については、申立人から提出されたC社に係る給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
申立期間は、A社B支店に勤務し、販売の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた上司は、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから判断すると、勤務の始期及び終期の特定はできないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の継承会社であるC社は、「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚として前述の上司を含め二人の名前を挙げているものの、当該上司は、既に死亡しており、他の一人は、個人を特定することができないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 17 人に照会し、14 人から回答が得られたところ、このうち事務員であった者は、「販売員は請負であるため、原則厚生年金保険には加入していなかったと思う。長年勤務し、売上成績が良い場合は厚生年金保険に加入できたかもしれないが、そのような人はまれであった。」と供述しており、さらに、入社時は販売員で、3、4か月後に他業務に変更になったとする者は、「販売員は、職員になって初めて厚生年金保険に加入できると思う。販売員は成績が良くないと職員にはなれず、1年ぐらいではなれなかったと思

う。」と供述している。

加えて、前述の回答が得られた同僚 14 人のうち申立人と同様に販売員であった 3 人のうち 1 人は、「昭和 40 年 1 月から勤務していたが、厚生年金保険には、なかなか加入できなかった。」と供述しており、被保険者名簿によると、同人は、入社から約 1 年 2 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは前述の同僚二人の供述とも符合しているとともに、同人が販売員として名前を挙げた二人については、当該事業所における同保険の被保険者記録が確認できない。

その上、申立期間に係る当該事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 60 年から 62 年まで、A 社（現在は、B 社）で季節雇用者として勤務した。

保管している賃金精算書によると、昭和 62 年 11 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているが、年金記録によると、同年 11 月は厚生年金保険の被保険者期間に算入されていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 社に係る賃金日計表兼賃金精算書（以下「賃金精算書」という。）によると、昭和 62 年 11 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、賃金精算書によると、申立人の実労働時間を記載する欄は、昭和 62 年 11 月 28 日以降が空欄となっていることが確認できるところ、申立期間当時、当該事業所で給与計算事務等を担当していたとする者は、「賃金精算書の実労働時間欄の最終記載日が、申立人の退職日である。」と供述している上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は同年 11 月 27 日となっており、賃金精算書の記載と符合していることから、申立人の当該事業所における退職日は、同年 11 月 27 日であったと推認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人、並びに健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚 11 人の計 14 人に照会し、11 人から回答を得られたものの、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、厚生年金保険法第 14 条により、被保険者資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定され、同法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

このほか、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 53 年 6 月 1 日から 63 年 11 月 30 日まで A 社に勤務したが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 6 月 30 日となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 63 年 6 月 30 日に同保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるほか、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は平成 14 年 12 月 3 日に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚のうち、唯一生存が確認できる者は、「私は昭和 63 年 6 月頃に A 社を退職したと思う。その後は別会社に勤務したので、申立期間当時の状況については分からない。」と供述している。

さらに、健康保険協会の記録によると、申立人は、昭和 63 年 6 月 30 日に健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の記録が

訂正されるなどの不自然な形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。